

平成27年度 中央会の主な活動予定

月日	曜日	内 容
5/19	火	監事会 時間：午後3時30分～ 場所：千葉県中小企業団体中央会「会議室」
5/25	月	平成27年度第1回正副会長会議 時間：午後3時15分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
5/25	月	平成27年度第1回理事会 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/19	金	第59回通常総会 時間：午後3時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
7/3	金	専門委員会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
11/20	金	第67回中小企業団体全国大会 場所：沖縄県「沖縄コンベンションセンター」
1/22	金	創立60周年記念大会・平成28年中小企業団体千葉県新春交流会 場所：千葉市「ホテルニューオータニ幕張」

◎お問合せは、本会総務部までお願いいたします。(☎ 043-306-3281)

◆お知らせ

✓ **組合住所等に変更がありましたら本会までご連絡下さい。**

本会の会員名簿の記載事項に変更があった場合は、本会総務部までご連絡下さい。

①組合名、②連絡先住所・郵便番号、③代表者氏名、④組合員数、⑤出資金額、⑥電話番号、⑦ファックス番号、⑧Eメールアドレス

また、5月には名簿調査を予定しておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

✓ **中央会会員名簿**

本会の「会員名簿」は電磁式で作成したものをHP上で公開しております。

ご覧いただくには、本会HP (<http://www.chuokai-chiba.or.jp>) から

[会員名簿] をクリックし、ID = [], パスワード = [] を入力して下さい。

重要!!

地方分権一括法（第4次）に伴う 中小企業等協同組合法等の一部改正について

昨年6月の第186回通常国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）が成立し、本年4月1日より、国から地方公共団体への事務・権限の委譲等が行われます。

この法律により、中小企業等協同組合法における所管行政庁について、これまで都道府県を越えない地区の組合で国土交通大臣の所管に属する業種の一部は、国土交通大臣（運輸局長等）の認可が必要でしたが、今回の改正で都道府県知事に移管されることとなります。

なお、法律改正以外の部分については、昨年10月に政令の改正が行われています。中小企業団体の組織に関する法律では、政令で都道府県を越えない地区の組合で運輸局長等が行う事務とされていたものが、中小企業等協同組合同様、都道府県知事が行う事務とされます。その他、政令で都道府県内の組合でも経済産業局が認可を行えるとされていた業種についても、都道府県知事が行う事務とされます。

また、旅館業やクリーニング業等を所管する厚生労働省関係では、都道府県を越える地区の組合であっても、主たる事務所の都道府県知事の認可とする改正が行われます。

施行日：平成27年4月1日

◎詳細につきましては、経済産業省ホームページをご覧ください。

(<http://www.meti.go.jp/press/2014/10/20141007001/20141007001.html>)

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成26年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	八日市場本町通り商店街協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	勝股 真功	住所	匝瑳市八日市場イ2871
	設立	昭和60年2月	業種	小売業、飲食店中心の異業種
	会員	25人		
テーマ	「商店街散歩」マップの作成と効果的な活用について			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel. 043-306-3284)			
専門家	諏訪山デザイン事務所 代表 諏訪山 良和			

背景と目的

八日市場本町通り商店街協同組合（以下、商店街）は匝瑳市のほぼ中央にある。市は平成18年に八日市場市と野栄町が合併し充足。人口約4万2千人、植木の産地として知られている。

商店街は匝瑳市の中心市街地だが、室町時代から薬師堂の門前町として、地名のように市の開かれる地域の商業の中心として栄えていた歴史がある。

近年、地方の中心市街地は過疎化による人口の減少や高齢化、また国道沿いへの大型商業施設の出店など、衰退の傾向にあるが、ここ八日市場本町通りも他の中心市街地同様、空き店舗の発生や後継者問題などの問題を抱えている。

今回のマップは、地域住民への商店街PRの目的もあるが、観光協会と連携し観光来街者を増やすことを主眼としている。

現在商店街には、街歩きで人気のあった八日市場市出身の俳優（匝瑳市観光大使）故地井武男さんを記念する「地井武男ふれあい記念館」が開設されている。

生前のテレビ番組の影響もあり、故人ゆかりの地でもある八日市場を散策に訪れる観光客は増加の傾向にある。

この機会を活かし、商店街を従来の近隣型から、観光型商店街の魅力も併せ持つ商店街として発展させる。併せて各店の魅力も強化するための商店街散歩マップを製作する事を目標とした。

事業の活動内容

マップ作成の研究会は昨年6月からスタートし、今年の1月まで延べ7回開催。若手や女性を含めた商店街のメンバー、市、商工会、観光協会、賛助会員の金融機関の支店長も含めたオール八日市場で、熱心な討論が毎回10名以上の参加者を集め開催された。

散歩マップの研究は、先進的なマップ作成事例や、街歩きツアーの企画、運営面も含め幅広く、専門家を交え研究をおこなった。

研究成果を元に、マップに掲載する会員のPR情報や取扱商品サービスなど、複数回の内部リサーチと検討を実施、これらの成果を活かしマップを製作した。

商店街には今回のマップにも使用したが、他の商店街にはない大きなデザイン資産がある。

〈商店街のマークとロゴ〉



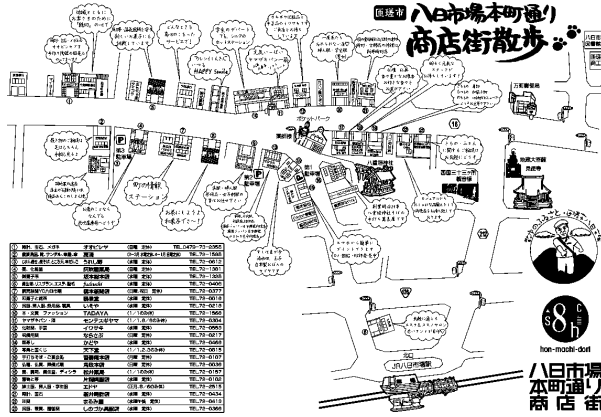
ここに紹介した商店街マークとロゴは地元匝瑳市出身で、資生堂などで活躍、東京都現代美術館のCI計画などを手掛けたデザイン界の大御所、仲條正義氏がデザイン、現在も商店街が旗印として大切に使っている資産である。

事業の成果

事業の成果としては「商店街散歩マップ」の完成である。今回作成されたマップは、「地元で手作りした感覚」のコンセプトを元に作成されている。

マップは常に最新の情報を掲載する必要があるが、商店街の変化は激しい。そのため、修正や更新を随時アナログ感覚で行えるデザインイメージで製作されている、製作されたマップは、毎年開催

「マップの表題『八日市場本町通り商店街散歩』は、今回の研究会



される商店街のイベントや今後、新たに企画される散歩ツアーイベントにも、マップ情報を充実させながら継続的に使用していく。マップの表面の掲載内容は、商店街組合の構成メンバー店を中心に、非会員のお店や金融機関、歴史跡を紹介している。また、商店街マップの機能として、会員店の取扱商品の紹介、連絡先、営業時間、定休日等を分かりやすく一覧表で掲載している。〈今回作成されたマップ表面〉



に参加した商店街の女性メンバーが描いた題字を使用。地図内の吹き出し内の言葉は、来街するお客様へ向け、お店から親しみを込めたメッセージを掲載している。マップ裏面はイベント毎に掲載内容を変化させ、チラシや広告として使用する場合も想定しているが、初回は商店街周辺の広域マップとして、観光協会と連携、匠瑳市の観光や歴史、文化情報を掲載している。〈同じくマップ裏面〉

また、マップの活用効果をあげるため、八日市場散策のキャラクター「お散歩おじさん(仮称)」とスローガン「散歩のふるさと・匠瑳市八日市場」が製作された。今後、このキャラクターは商店街のイベントなどに活用していく計画となっている。



今後の事業展開・展望

研究会では、今後の課題として、以下の活動に発展させる計画が話し合われた。

1. 街歩きイベントの開催

商店街では従来の、売り出しやお祭りのイベントでの集客活動の

他、通年型のイベントとしてスタンプラリーなどを盛り込んだ「街なか散歩」イベントを計画。

2. 市観光イベントとの連携

匠瑳市は市街地の八日市場だけでなく、森や田園のある飯高檀林地区をハイキングコースとしてPRしている。観光協会の活動もあり、匠瑳市域に歴史や自然文化を

尋ねる観光客は増加の傾向にある。この観光客を確実に商店街に回遊させ、飲食やお土産の購買に繋げていく。

3. 散歩コーディネート者の養成

地域住民を中心に、老若男女を問わず幅広い人材から、「散歩のふるさと」コーディネート者を募集。地域の歴史を知り、誇りと愛着を持ち、説明や案内ができる地域認定のコーディネート者として育成、活動を推進していく。

4. 観光グッズ製品の開発販売

4年前、商店街では一店逸品運動に取り組んだ経験を活かし、今回の研究成果を商店街の逸品として育て、地域のオリジナル商品を創る。そして、八日市場を「散歩のふるさと」としていくため、商店街が団結し行動していく。

(デザインコンサルタント

諏訪山良和)

テーマ

農商工連携・6次産業化

組合員の革新を生み出すチャレンジ支援モデル

ドンと市かわさき協同組合

マーケティング志向に加え、組合員の新品種作付け、新商品開発等の経営革新を生み出す組合独自のチャレンジ資金制度が、変化し続ける組合を生み出す。

背景と目的

岩手県は、全国でも産直の激戦区といわれ、直売所間の競争が激化しており、鮮度や品揃えが悪い店や特色のある地元産品の少ない店、生産品以外の仕入品が多い店などは容赦なく淘汰され、年間売上が1億円以上の施設（店舗）と1,000万円に満たない施設（店舗）に2極化する傾向が顕著となっている。

特に産地直売所の課題としては、組合員である農業生産者の冬期間の生産品不足対策である。

当組合では、設立前段階から、年中、商品が途切れないようにするための仕組みづくりを目指して、組合員と何

度も協議を図り、また、成功している産地直売所等を視察し、ベンチマークを設定、好い仕組みを抽出して、それを目指していくための努力と様々な事業活動を実施してきた。

事業・活動の内容

顧客第一主義を実践し、365日無休営業やサービス向上を図り、産直施設を運営する上での3原則（①魅力ある商品を揃えていること、②売れる時間帯に商品があること、③良い商品を廉価で提供すること）を忠実に守り、マーケティングを実践している。

一方、イノベーションを創出する取り組みとして、チャレンジ資金制度がある。これは組合独自予算による組合員に対する補助金であり、各30万円の予算を与え、今、直売所に出ている物を作る組合員グループや班に対して、先行投資をさせる取り組みである。

これまで15件のグループや班で、「ア

イスランド」、「さくらんぼ」、川崎特産「ツルクビ芋の子」で作った「かまぼこ」、「シューマイ」、「コロッケ」など、新たな作付けや商品の開発が行われている。

新たな農作物や果物等の生産や商品開発を行うグループやテーマを各班が決定し、自主的な取り組みを支援することで、組合員の経営革新、生産革新、新商品開発等を生み出す仕組みとして効果を発揮している。

活動の成果

開業より10年が経ち、たくさんの野菜が陳列され、好評を得るとともに、加工品関連は県南随一の品揃えとポリウムを誇り、ヒット商品が数多くあるなど、四季を通じた商品供給により、県内トップクラスの約4億5,000万円の売上に加え、10年間連続黒字を達成している。今後は、売上高5億円の達成を目指し、さらなる組合活動の活性化に取り組ん

でいる。

当組合の直売所の加工班では、組合員一人で年間1,000万円以上売上げる組合員もいるなど、組合員の付加価値向上に注力している。近年、組合員の高齢化が課題に挙げられており、加えて、若者の農業離れが久しいが、若い就農者にとっても魅力がある組合・産地直売所であり、若い人材を惹きつけ、育成していく仕組みづくりが加われば、持続的に変化し続ける新たな共同事業モデルとして注目される。

ドンと市かわさき協同組合

住所：〒029-0202
岩手県一関市川崎町薄衣字法道地42-3
設立：平成14年2月
出資金：9,200千円
電話：0191-36-5170
URL：http://www.kawanoakari.com/
業種：農業、林業、製造業、小売業、飲食店
組合員：145人
組合専従者：19人（うち専従理事1人）

組合Q&A

三役会の権限は？

組合の運営は、実質的には理事長、副理事長、専務理事による三役会で決めている。この三役会に権限を持たせることはできるか

理事会を開催するほどではないが、理事長一人で決めるのは重たい、そんな時、三役会は便利です。例えば、監事に提出する決算書等の確認はスピードが要求されますから、三役会の審議になじむものです。ただし、三役会は法律、定款に規定された機関ではないことを忘れてはなりません。

三役会の意義は、次の二つだと考えます。

① 理事会の諮問機関：理事会の審議事項を事前に検討するための機関、プレ理事会という位置づけです。根回しの場、あるいは深く審議をする場として機能します。最終的には理事会で決めるので、三役会は理事会の権限を侵害することはせず、答申を役割とし

ます。

② 理事長の業務執行の補佐：「補佐」することは元来副理事長・専務理事に課せられた使命です。それを会議体にしたものと考えればよいでしょう。代表理事に与えられた権限の範囲内で「補佐」することになります。三役会が、「諮問」「補佐」の範囲を逸脱して、理事会や総会の議決事項を決めてしまうと問題になります。

例えば、総会に提出する議案を三役会で決めてしまうような場合です。総会への提出議案は理事会が決定しなければなりません。それを三役会で決めることは許されないのです。次のケースを考えてみてください。

役員改選期には、理事会で新役員選定の「根回し」が行われることがあります。「原則として全員留任で、退任者の補充は三役に一任」と決めたとします。三役が打ち合わせたところ、〇〇氏を理事にするなら△△氏も理事にしなければならぬ、と定数の増員が必要になりました。三役会は、一任されているので総会通知に「定款一部変更の件」を追加します。

一般の理事は、総会の場で初め

て定款変更議案を知ることになります。そして、「定数増員の定款変更の話はまったく聞いていない。理事会を通したのか」「三役に一任したのは候補者の選定だけだ」と三役に詰め寄るでしょう。このような事態を避けるために三役会は慎重に運営するべきものと考えます。

三役会は、理事会と違って招集手続も議事録作成の義務もありませんから、スピーディに開催でき、本音の議論がし易い場といえます。組合運営には、早急に処理しなければならぬ審議事項もあるのです。三役会・常務会などの機関の存在は重要です。重要なだけに慎重に活用して欲しいものです。

ポイント

★三役会は、理事会の諮問機関か補佐機関

中小企業組合理事のためのQ&A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q：組合運営に関する正誤問題です。

【第1問】 共同金融事業は、担保・信用等の十分な組合員のために金融を行うものであるから、人的信用を重視すべきで、物的担保は徴すべきでない。

【第2問】 共同金融事業は、すべての組合員に対し、公平、不偏、妥当な融資を行わなければならないので、組合員の規模・業態に応じた適正基準を設けて不平等を避けるよう審査体制の確立が必要である。

【第3問】 組合は健全財政を維持しなければならないので、共同金融事業に要する費用は貸付利息又は手数料として利用組合員から利用量に応じ徴すべきである。したがって、たとえ手数料等がかなりの高率になろうとも、必ず費用に見合うものを徴しなければならない。

【第4問】 組合員が事業資金調達のためにせまられ、組合に金融機関の斡旋を依頼してきた時には、単に組合員を紹介だけでなく、計画をよく検討して適切なアドバイスを行い、組合員の立場に立って責任をもって金融機関との折衝を行うことが望ましい。

【第5問】 貸付金については、回収が終るまで常に債務者たる組合員の動向に注意を払い、回収遅れが発生しそうな徴候が見えた場合には、何をおいても直ちに仮差押え等法的措置を講じ、債権保全に務めなければならない。

《解答》

【第1問】 × 【第2問】 ○ 【第3問】 ×

【第4問】 ○ 【第5問】 ×

テーマ 金属拡張アンカーのサイズ可変組付装置の開発とその導入による生産工程の合理化

流山工業団地協同組合 組合員企業

株式会社サンオー

本会では、県内中小企業の「経営革新」への取り組みについて、「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新計画」の作成支援を行っています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認を受けた企業の取り組み事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等のほか、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のくやねしほっ。

当社は、建築工事等に多く用いられる「あと

施工アンカー（金属拡張アンカー）の検査、組み立て、梱包の事業を展開しています。

当該製品は、主に建設工事の際に、コンクリートとさまざまな建材とをつなぐ金物として使用され、復興需要や2020年の東京オリンピック関連需要など、今後の需要増加と進展が大いに期待できる建設市場を対象に、発注量が増加傾向にあります。

こうした建設需要の高まりに対し、当社としては、取引先からの要請（短納期化やさらなる量産化、品質の向上）に的確に 대응していきたいと考えていますが、組立ラインを支える人員の高齢化が生産性向上のネックとなっており、若い担い手を採用したくてもなかなか集まらないことが経営上の課題となっていました。

そこで今回、需要変動に応じてマルチに対応できる、あと施工アンカーの「サイズ可変組付装置」を独自に開発し、限界点に達しつつある生産能力の増強を図り、経営課題となっていた人手不足も併せて解消することで、旺盛な建設需要を着実に取り込み、経営のさらなる向上を図りたいと考えました。

テーマ及び内容は？

1. テーマ

『金属拡張アンカーのサイズ可変組付装置の開発とその導入による生産工程の合理化』

2. 計画期間

▽平成26年7月～平成29年12月（4年計画）

3. 内容

今後ますますの需要拡大が見込まれるあと施工アンカーのうち、外径の異なる4品種に対応した「サイズ可変組付装置」を独自に開発し、一連の組付作業を機械化することで、生産工程の合理化を図ります。

新たな取り組みの特徴は？

建設工事（土木工事含む）において必要不可欠な部品「オールアンカーC・SCタイプ」の（本体径の異なる）4種類については、震災復興や東京五輪、トンネル改修工事等、社会的な需要を背景に受注量が増加しています。

しかし、人材の確保がままならない現状においては、マンパワーによるこれ以上の量を望むことは難しく、短納期化が困難であるばかりか、高い利益率も期待できない状況にありました（これまでの生産方式では、多くの作業員数と作業時間を要するため、労働集約的でコストが高止

まりせざるを得ない状況にありました。そこで当社は、発注量の多い「オールアンカーC・SCタイプ」の4種類の組み付け作業を、オールインワン」をコンセプトに機械化し、夜間作業（無人）にも対応することで、品質と生産効率、生産の効果を現有人員のままでもトータルに向上させることを計画しました。

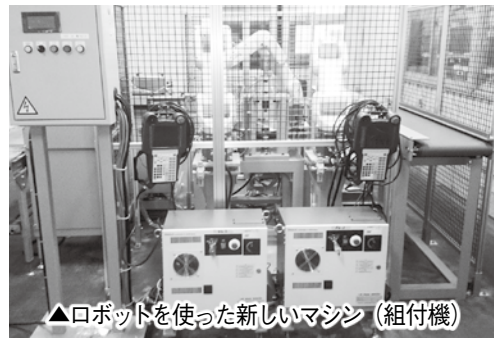
比較項目	従来の生産方式	新たな生産方式
生産方法	手作業又は専用機	ロボットによる自動化
組付装置	個別対応のため4機種必要	外径の異なる4品種の製品に1機種にて対応可
生産方式	品種毎の大海戦術(手作業) 1品種大量生産(専用機)	4品種少量～大量生産まで弾力的にマルチ対応可
生産量	最大で約62.5万本/月	最低でも75～80万本以上/月
納期	10時間/1万本	2.5時間/1万本
人員	4名/4種類	ほぼ0名/4種類⇒余剰人員を検品工程へ振分け
作業時間	日中に限られる	日中だけでなく夜間対応可
生産性	マンパワーによるため限界	従来の4倍と試算
収益性	生産性に比例	生産量に比例

複数の品種に対応した自動組付機能を有する既成の機械装置はありませんので、当社が独自に企画・設計したものをロボット機器メーカーに製造を発注することとしました。

試算では、新型の組付装置を導入することにより、少なくとも4倍の速度で同一作業を完了させることができます。

これにより当社は、従来の属人的な作業工程（組付作業）箱入れまでを全て一人で行うために、

作業的にもある程度の熟練が求められる）を克服するだけでなく、部品サイズの可変情報に対応したカメラによる自動検品機能を新たに付加することで、支給材の中に規格外品が混ざっている場合には、自動認識でそれを取り除くことも可能となりました（ヒューマンエラーを100%防げなかった検品時の正確性を確保）。



▲ロボットを使った新しいマシン（組付機）

今後の事業展開は？

新たな生産方式の導入により、例えば、ステンレスタイプのアンカーは国外に出したくないと考える取引先のニーズを満たすことができます。また、競合する中国等の生産体制（大海戦術）にも対抗することが可能です。

今後は、あと施工アンカーのさらなる量産化を図り、組付作業を高効率化することで捻出した労働力と時間を、品質管理（検査）や梱包に振り向けることで、生産体制のさらなる強化に努めていきたいと考えています。

社長のつとめ

経営革新取得のきっかけは、流山商工会議所



企業プロフィール

組合名：流山工業団地（協）
 企業名：株式会社サンオー
 代表者：大塚 秀高
 所在地：流山市西深井1028-41
 電話番号：04-7153-3561
 資本金：60,000千円
 従業員数：47名
 業種：こん包業
 E-mail：hi.ohtsuka@train.ocn.ne.jp
 URL：http://www.niodori-net.or.jp/kigyو/sano/sano.html
 承認年月日：平成26年6月30日
 支援機関：千葉県中小企業団体中央会

中央会から

で行われたファナック(株)のロボット視察研修です。ロボットの多種多様な動きを見て『これだ!!』と思いました。そして、このロボットを使った新しいマシン（組付機）の開発案が頭に浮かび、マルチ対応のマシンが理想と考えた次第です。ちょうどその時、中央会から経営革新取得に向けての打診があり、迷わず決断致しました。経営革新計画の承認に向けては、中央会経営支援部の絶大なるご指導・ご協力を頂き、何とか承認を得られました。誠に感謝申し上げます。今後は、この組付装置の能力を100%高め、さらなる品質の向上を図ることで、取引先からの要請に的確にこたえていけるものと確信しています。

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します。☎04333063282

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成27年2月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は0から8に増加。「減少した」業種は11から1に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から5に減少。「減少した」業種は14から15に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は1から4に増加。「悪化した」業種は9から8に減少。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は3から4に増加。「減少した」業種は9から7に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から7に減少。「減少した」業種は11から14に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は4から6に増加。「悪化した」業種は15から13に減少。

製造業

豆腐製造

【県内全域】

全国にある業界団体が一致団結して組織運営し、豆腐の価値観を上げようとしている。

酒類製造

【県内全域】

消費税増税後の落ち込みの影響から脱し、好転の傾向も見えつつあるが好転したとまではいえな

乳製品

【県内全域】

組合として6月に牛乳月間の取り組みとして1か月、メーカー対抗戦を実施する。

製材

【県内全域】

消費税増税の影響か、売上減。

製材

【木更津】

2月は南用材船2隻、ロシア材船1隻入船。在庫数量は増加したが、荷動きはよくない。

印刷

【県内全域】

売上は、平均すると前月比で若干だが増加した模様。官公需の年度末に向けての受注に加え、統一地方選挙に係る行政並びに政党や候補者からの仕事も動き始めている。さらに季節需要の商品や年度末に向けて消費喚起目的の商業印刷物が動いている。円安の影響による食料品等の値上げが相次ぎ、

消費者の財布の紐はなかなか緩まず、価格競争が続いている。

電気鍍金

【県内全域】

恒例の春闘が始まり、大手企業の軒並み賃上げの発表があったが、中小零細企業では未だそのような気配はない。国内経済は、株価は値上がり景気回復の兆しは出てきているようだが、中小零細企業では、踊り場での足踏み状態で前に進むことができないでいるのが現状である。

鉄工

【千葉】

ここ数か月間の報告と同様、各社動向に特段の変化見られず、横ばい推移の状態が続いている。

機械部品製造

【野田】

ここへきて、操業度が好転してきている状況に見える。

機械部品製造

【流山】

良い話も悪い話題もないので、景況に変化はないと思われる。

機械部品製造

【柏】

プラス面として3月年度末受注が一部あり。マイナス面として3月コストダウン条件の受注。1月は各社よくない。

金属製品製造

【船橋】

横ばい状態が続いている。行政の支援対策に期待もある。

■土砂採取 **【県内全域】**

前回と大きな変化なし。

■非製造業

■総合卸売 **【千葉県・東京都】**

前年は消費増税前の特需で一時的に売上増加したが、今年は例年ペースに戻っている。円安を理由とするメーカー側からの納入価格引き上げ要請が強くなっており、販売価格の引き上げ転嫁に難航、生産性低下している。

■食肉卸売 **【千葉市他】**

と畜する豚の確保が依然として厳しい状況にある。

■建築材料卸売 **【県内全域】**

輸出産業・為替・株式関連は活況を呈しているが、内需産業・輸入産業は停滞から疲弊へ。建設関連業種は全て落ち込んでいるし、今年は無論、来年も前年割れ必至との見方が大勢。オリンピックもあり期限を切られた工事もあるが東京に限定され、周辺の首都圏各県は全国平均より大幅に落ち込む様相である。期待感がしばみマイルドは悪くなっている。

■自動車解体 **【県内全域】**

スクラップ価格がさらに下落したため、景況悪化。4月1日よりヤード設置適正化条例が施行され

るため現状よりも記録、管理棟のコストが増えることが予想される。

■乾物卸売 **【県内全域】**

景況感は引き続き低調。平成26年総務省家計調査の結果、千葉市は全国2位となり4年連続日本一は達成できなかった。本年は「日本一奪還キャンペーン」を展開し、消費の喚起を行っていききたい。

■卸売 **【茂原】**

気候の上昇とともに景気が良くなることを祈るばかり。

■電気機器小売 **【県内全域】**

家電といえばテレビで、利益の2〜3割を占めていたが、今は数%にすぎない。メーカーでもテレビが足を引っ張っている。松下でさえ家電は、せいぜい2割と聞く。家電店が蔑になるのは自明の理。見捨てられないように、販売を共にする量販と切磋琢磨して頑張りたい。消費税の影響がこれほど厳しいとは考えられなかった。

業界の動きについて、東芝は医療機器に、日立は鉄道の輸出に、松下は介護に力を入れるようである。個店は販売の減少、高齢化、後継者不在で苦戦中。

■青果小売 **【千葉市】**

雨・雷の影響が出たのもあり、

前月比はマイナスとなった。相場も高値止まりの商品が多く、収益の上昇には至らなかった。

■中古車仕入・販売 **【県内全域】**

新車販売の低迷によるタマ不足は依然続いている。相場は高値で推移している。これは輸出の好調にさらされている状況で南アジア、アフリカ向けの需要が大きく作用している。

■小売 **【東金】**

ファッション関連品は客単価が上がらず、件数も減少傾向。春物、新入学関連は動き始めている。食品関係はメーカー等の値上がり徐徐々に始まっている。

■小売 **【野田】**

春物衣料の動きが悪い。客数は昨年並みであったが、客単価が下がったため、売上が伸びなかった。

■小売・サービス **【柏】**

商店街的には人の出も少なく良くいと言う声は殆ど聴かない。昨対では大きく落とした店が多いようだ(10%以上)。

■建設揚重 **【県内全域】**

引き続き、操業状況は良好だが、オペレーターが不足している。

■遊覧船 **【鴨川】**

昨年度は、雪などの天候不順で

欠航等が多かったが、本年度は、天候に恵まれ前年比44・9ポイント上昇。

■一般廃棄物処理 **【千葉】**

前月よりも良い状態となったが、まだまだ業界の大幅な景気好転には程遠い状態である。

■学習塾 **【県内全域】**

2月は例年私立高校に合格内定した中3生が退塾するケースが多く、そのために売上が減少する傾向にある。

■ソフトウェア **【県内全域】**

IT特需の影響が顕著。人材不足である。また、組合企業において大型案件も動き始めている。

■建設 **【県内全域】**

前月の公共工事落札状況は、対前月比微減。対前年同月比20%強の減少であった。通年ではマイナス14%(対前年比)で推移している。

■貨物運送 **【野田】**

2月はなんとなく翳りを感じる。人出不足の割に運賃が上がり、賃金も低いまま推移している。

■輸出入 **【県内全域】**

2月の売上は前月比は減少。前年同月比は不変であった。

ご案内

決算手続き～通常総会開催の流れ

総会は、理事会の決議を得て理事長が招集します。

(1) 総会前理事会までの準備

〔総会審議事項（議案書）の作成〕

理事会で検討を行ってきた事項のうち総会の審議を受けるものについて議案書にしてまとめます。

(2) 総会前理事会の内容

〔総会案内の作成〕

〔ア〕組合の事業報告書、決算関係書類、監査報告書を作成します。

（事務局又は担当理事から事前にまとめられた事業報告、決算関係書類を確認し、さらに、監事より確認を受け監査報告書に記名捺印を受けます。）

〔イ〕次期事業計画、収支予算案の作成（次期に行われる事業や予算を確認します。）

〔ウ〕次期役員（理事及び監事）候補を確認します。

〔エ〕その他の決議事項の確認（総会で、決議を受ける議案について内容の確認をします。）

〔オ〕役割分担の確認
議長以外に議案を説明する理事

や議事録を作成する理事など、役割分担を予め決めておきます。

行います。
〔イ〕会場の準備
予定の出席者数にあわせ会場の設営を行います。

〔4〕スケジュール確認
総会の日程及び場所を決定します。総会案内配布、委任状、書面議決書の提出期限を確認します。

〔2〕総会の進め方
〔ア〕開会宣言：〔イ〕総会成立の確認（本人出席者・委任状出席者の数を発表）：〔ウ〕議長の選出：〔エ〕書記及び議事録作成理事の選出：〔オ〕各議案の審議：〔カ〕閉会宣言

総会運営について

(1) 総会前の準備

〔ア〕総会出席者の把握

出席票、委任状、書面議決書を確認し、出席者、委任状提出者、無回答の人数確認を行います。

〔3〕通常総会前後の諸手続き
通常総会の招集は、議案を示すだけでなく、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて組合員に提供します。

総会の2日前には、出欠状況を把握し、総会成立数に達していない場合は、無回答者の出欠確認を

また、監事は、組合から決算関係書類（業務監査権限を有する監

事は事業報告書を含む。）を提供されてから原則4週間を経過した日までに監査報告を行う義務が課されています。更に組合は、通常総会の2週間前までに、決算関係書類、事業報告書を事務所に備えおくことが義務とされています。
（留意点）監事的意思として監査期間に該当する4週間を短縮することは全く問題ない。
なお、決算関係書類の作成から、監査、理事会の開催、通常総会の招集並びに開催までのフローは左記のとおり。
◎詳細は本会設立相談室まで
(TEL 04333063285)

決算手続～通常総会開催の流れ

※便宜上、事業年度は「4月1日から3月31日まで」としております。

議案（決算関係書類及び事業報告書）の作成

↓
担当理事・事務局が決算関係書類及び事業報告書の作成を行う。(40条②)

監事による監査の実施

↓
担当理事等から監事へ決算関係書類及び事業報告書を提出の上、監事の監査を受けなければならない。(40条⑤)

決算理事会招集通知の発出

↓
理事長は、理事会の会日の1週間前までに、各理事に対し、理事会招集通知を発出しなければならない。(36条6⑥)

決算理事会開催

↓
決算理事会における最低必要議案(49条②)
決算関係書類及び事業報告書承認の件(40条⑥)
事業計画書、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件
通常総会開催の件(日時・場所・議案等総会の運営に関して)

決算関係書類及び事業報告書の備え置き

↓
組合は、通常総会の日の2週間前までに、決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置き、組合員の閲覧に供する。(40条⑩)

通常総会招集通知の発出・決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供

↓
通常総会招集通知書、委任状他、総会資料を同封しなければなりません。
通常総会は、事業年度終了後2カ月以内(5月31日まで)に開催する必要があります。(※定款で3カ月とした場合は6月30日まで)
総会を招集してから、総会開催までに、中10日以上が必要です。(40条⑦)

通常総会の開催・理事会の開催

↓
通常総会における最低必要議案
1. 事業報告書及び決算関係書類承認の件
2. 事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件
3. 借入金残高の最高限度決定の件
4. 手数料の最高限度決定の件
5. 役員報酬決定の件(支給額を理事と監事に区分して決定)

総会開催における留意点

組合では定款において、事業年度終了後2カ月（別途定款に定めがあれば3カ月）以内に通常総会を開催することが定められています。

そこで、総会の円滑な運営を期するために、総会開催にあたり主な留意点についてご紹介します。

総会とは

総会は、組合員全員をもって構成し、適法に招集された組合員が、議決の方法により組合の意思を決定する最高の意思決定機関です。法令及び定款、規約に反しない限り、組合に関する一切の事項について議決することができ、その議決は組合員及び役員を拘束します。

通常総会とは、代表理事によって毎事業年度1回必ず定期的に招集される総会であり、この総会で代表理事は、少なくとも決算関係書類（事業報告書・財産目録・貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案又は損失処理案）を監事の監

査報告書とともに提出して、その承認を受けなければなりません。**定足数について**

総会は、適法な招集手続きを経たうえで、出席した組合員が定足数を満たしてはじめて成立します。

総会の定足数は、特別議決を要する事項については総組合員の2分の1以上の出席が法に規定されていますが、その他の議決事項については特に定めはありません。しかし、一般的に組合では、定款にその他の議決事項についても2分の1以上の出席を定めていますので、それにしたがって定足数に達しているかどうかを確認する必要があります。

議長について

総会が成立すれば日程にしたがって議事を進めることになりませんが、そのためには議長の選任が必要となります。議長は総会において、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者の中から選任します。

議決権について

組合員は、出資口数の多寡、事業規模の大小等に関係なく、議決権は平等に1個与えられています。総会の議決権は、書面又は代

理人をもって行使することもできます。これらによって議決権を行使する者も出席者の数に入れられません。

書面又は代理人による議決権の行使にあたっては、次の点に留意して下さい。

- 書面又は代理人によって権利の行使ができるのは、あらかじめ総会の招集通知によって組合員に通知のあつた事項に限ること。
- 代理人は、組合員の親族もしくは使用人又は他の組合員でなければなることができないこと。
- 代理人は、定款で定められた人数以上の組合員は代理することできないこと。

○代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならぬこと。

議決の方法

議決の方法には、普通議決と特別議決の2種類があります。

普通議決とは、総会の議事について、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決すところによる議決の方法をいいます。特別議決とは、組合員の半数以上が出席し、その議決件数の3分の2以上の多数により決する

ところの議決方法をいいます。**役員選出の方法**

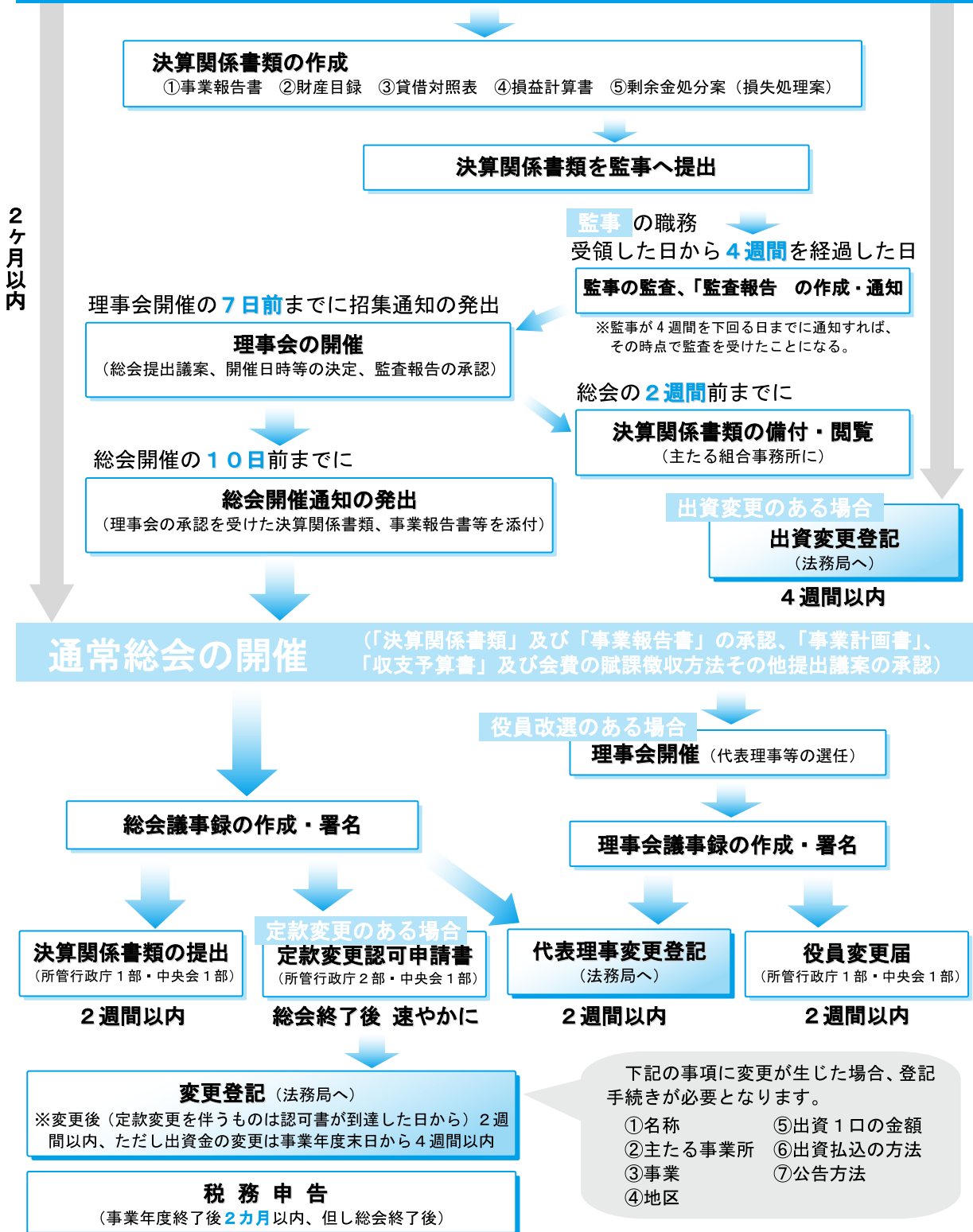
役員は総会において選出します。役員は重要な機関ですので、総会以外の場所において選出されたものについては効力を生じません。役員の選出方法について、定款上、選挙制と選任制を併せて規定しておくことは認められないため、選挙にするか、選任にするかを選択して、そのどちらか一つの方法をあらかじめ定款に規定しておく必要があります。

主な総会議決事項

議決の種類	総会議決事項
普通議決	決算関係書類の承認
	毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
	経費の賦課及び徴収の方法
	借入金残高の最高限度
	役員報酬
特別議決	定款の変更
	組合員の除名
	組合の解散

総会前後の組合事務手続きの流れ

事業年度終了



※所管行政庁への届出書類について…本会の会員組合におかれましては、必要部数を中央会にご提出下さい。本会経由で所管行政庁へ提出いたします。なお、所管行政庁や法務局への届出書類等に用いる用紙サイズはA4版でお願いします。

◎お問合せは、本会設立相談室まで (TEL 043-306-3285)

平成27年度 中央会の事務局体制

平成27年4月1日現在の本会の事務局体制についてお知らせいたします。

▼印は異動・昇格のあった者。()内は旧職名。

▽専務理事 藤原誠

▽常務理事 大熊一行

▽事務局長 今関光俊

▽事務局次長 松永光男、河野弘樹

【設立相談室】 室長 錦織義雄▽主幹 齋藤昇▽副主幹 池澤由寿▽主事 山下佑祐

【商業連携支援部】 事務局次長兼商業連携支援部長 河野弘樹▽副参事 東克典▽副主幹 海老根博▽主査 渡邊幸恵▽主事 富永健太▽共済推進役 佐々木幸裕

【工業連携支援部】 副部长 福永正昭▽副主幹 山内昭紀▽主査 久保美和▽主査 岩澤龍一▽主事 永田芳子▽主事 松澤純一

【経営支援部】 部長 橋本健一▽副参事 鳥居俊夫▽副主幹 堀江勇介▽主事 田中周祐

【総務部】 部長 斉藤清▽主幹 田川幸宗▽主事 新井要平▽主事 宮崎明美

■定期異動 [4月1日付]
【設立相談室】 設立相談室副主幹 池澤由寿 (経営支援部主査)

池澤由寿 (経営支援部主査)

【商業連携支援部】 商業連携支援部副参事 東克典 (工業連携支援部主幹)▽商業連携支援部主査 渡邊幸恵 (総務部主査)

【工業連携支援部】 工業連携支援部副主幹 山内昭紀 (工業連携支援部主査)▽工業連携支援部主査 久保美和 (総務部主査 (育児休業))▽工業連携支援部主査 岩澤龍一 (工業連携支援部主事)

【経営支援部】 経営支援部副参事 鳥居俊夫 (設立相談室副室長)▽経営支援部副主幹 堀江勇介 (経営支援部主査)

【総務部】 総務部主事 新井要平 (商業連携支援部主事)

■その他の異動

□再雇用 [4月1日付] 総務部主事 宮崎明美 (総務部主事)

□新入職員 [4月1日付] 工業連携支援部主事 松澤純一

□出向 [4月1日付] 商業連携支援部共済推進役 佐々木幸裕 (三井生命保険株式会社)

□退職 [2月28日付] 興津俊雄 (商業連携支援部主席調査役) [3月31日付] 古沢安代 (工業連携支援部主事)

中小企業組合検定試験

平成26年度

祝 合格おめでとうございます!!

去る平成26年12月7日(日)に実施された平成26年度中小企業組合検定試験の合格者がこのほど発表になり、千葉県受験者21名のうち下記の方及び本会職員3名の計10名(敬称略・順不同)が見事合格されました。おめでとうございます!!

篠塚 正	千葉西部生コンクリート (協)	河原崎純一	(株) 商工組合中央金庫上野支店
鈴木 志歩	(株) 商工組合中央金庫千葉支店	古川 浩行	日本ロジテック (協)
塚田 健二	三井生命保険 (株)	小笠原芳子	千葉県中小企業団体中央会
林 勇太	(株) 商工組合中央金庫千葉支店	山下 佑祐	千葉県中小企業団体中央会
三澤 真吾	千葉県ビルメンテナンズ (協)	富永 健太	千葉県中小企業団体中央会

中小企業組合士が誕生するまで

中小企業組合 検定試験受験

(組合会計・組合制度・組合運営)

- 申込み…9月上旬～10月中旬
- 試験日…12月の第1日曜日

合格 (3科目)

- 1部科目合格については翌年から3年間有効
- 毎年3月上旬に合格発表

認定申請

- 検定試験に合格し、かつ組合等で3年以上の実務経験のある方

中小企業組合士の誕生

- 毎年6月1日付けで認定証書、組合士章、組合士証を交付
- 有効期間5年間 その後更新

平成26年度補正 ものづくり・商業・サービス革新補助金の公募受付中

○認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業を支援します。
○お近くの認定支援機関やご質問については、千葉県地域事務局までお尋ねください。

1. 事業概要

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関やよろず支援拠点等と連携して、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業を支援します。

2. 1次公募期間

- ◆受付開始：平成27年2月13日（金）
- ◆締切：平成27年5月8日（月）〔当日消印有効〕

※必ず郵送により千葉県地域事務局宛に送付していただくようお願いいたします。

※本事業は電子申請がご利用いただけます。電子申請の開始及び締切り等については、中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ」で随時情報を公開いたしますのでご確認ください。

3. 公募要領等

当事業に係る公募要領、申請書様式については、千葉県地域事務局（千葉県中小企業団体中央会）のホームページよりダウンロードしてください。申請書は、公募要領の注意事項をご確認のうえ、作成してください。また、申請書は申請する類型により、3種類に分かれていますのでご注意ください。

◎申請書受付先・お問い合わせ先

千葉県地域事務局

千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部

〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-22-2 千葉中央駅前ビル4階

☎ 043-227-8031 / Fax 043-227-8033

全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部からのお知らせ

【平成27年度の保険料率について】全国健康保険協会（協会けんぽ）より。

協会けんぽは、主に中小企業に勤務されている方とご家族が加入されている健康保険で、加入者数は全国で約3,600万人（千葉支部は約78万人）です。

協会けんぽ千葉支部の平成27年度の健康保険料率については、全国平均保険料率を平成26年度と同率の10.00%に堅持することから、過去の精算分を含めて、本年4月分（5月納付分）より9.93%から9.97%に引上げを、お願いせざるを得なくなりました。

一方、介護保険については、平成26年度末に見込まれる剰余分（230億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう本年4月分より、1.72%から1.58%へ引き下げられることになりました。

加入者の皆様の医療を支えるため、今後も疾病予防のための健診の推進やジェネリック医薬品の普及促進等の医療費適正化に向けた取り組みを更に強く進めてまいります。

厳しい経済情勢の中ではありますが、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

◎お問い合わせ：☎ 043-308-0525

全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部 企画総務グループ